

## SAP Business Network に関する利用条件

株式会社NTT ExCパートナー（以下「甲」という。）、NTTグループ各社（第3条第1項において定義される。）及び貴社（以下「乙」という。）は、甲及びNTTグループ各社（本利用条件において、貴社に対して本利用条件に基づき個々の発注を行うNTTグループ各社を個別に「甲等各社」という。）から乙への発注取引に関し、乙がSAP ジャパン株式会社が提供する「SAP Business Network」を利用するすることを前提として、甲が提供する調達システム（SAPジャパン株式会社提供のSAP Business Networkを含む）（以下「本件サービス」という。）を利用するものとし、その利用条件は本書（以下「本利用条件」という。）記載の通りとする。

### （目的）

#### 第1条

本利用条件は、甲等各社から乙への発注取引に関し、本件サービスを通じて、売買、賃貸借、業務委託その他の取引における見積、発注、注文請、業務完了報告及び請求を行うことに関し、その利用の条件を定めることを目的とする。本利用条件にて定める事項は、本利用条件各条に特に定めのない限り、別途甲等各社と乙との間で定める基本契約、個別契約の条件（以下「既締結の契約条件」という。）に優先して適用されるものとする。

### （用語の定義）

#### 第2条

本利用条件において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

##### ① SAP Business Network

甲等各社と乙との間の購買取引の見積、発注、注文請、業務完了報告及び請求を電子データで行うための情報システムのサービス名称をいう。

##### ② 見積依頼

SAP Business Network を利用して、甲等各社から乙に対し、見積の実施にあたり、見積条件を提示することをいう。

##### ③ 見積条件

SAP Business Network を利用して、甲等各社が見積時に提示する諸条件のことをいう。

##### ④ 見積回答

甲等各社から提示された見積依頼・見積条件に基づき、乙が見積を実施することをいう。

##### ⑤ 発注

SAP Business Network を利用して、甲等各社から乙に対し、売買、賃貸借、業務委託その他の取引の注文を行うことをいう。

##### ⑥ 注文請

SAP Business Network を利用して、乙が、甲等各社からの発注に対する承諾の意思表示を行うことをいう。

## ⑦ 取引関係情報

SAP Business Network 上でやり取りされた個別の見積依頼又は発注に関連する情報をいう。

### (適用範囲)

#### 第3条

1. 乙は、本利用条件に定める条件が、甲のみならず、本件サービスを利用するNTTグループ各社と乙との間で適用されることをあわせて承諾するものとする。  
甲は、本利用条件が適用されるNTTグループ会社について、甲のホームページで開示する。なお、本利用条件において「NTTグループ各社」とは、甲が提供する調達システムを利用するNTTグループに属する会社をいう。
2. 甲は、本利用条件が適用されるNTTグループ会社に変更が生じた場合は ホームページ の記載の内容を変更するものとし、乙は、当該変更をもって適用されるNTTグループ会社が変更されることについて承諾するものとする。

### (システム上の行為)

#### 第4条

1. 甲等各社及び乙は、本利用条件第5条、第6条、第7条、第8条にて定める SAP Business Network 上の各操作について、常に利用できるよう環境等を整備し、お互いの社内において当該行為を行うことができる正当な権限を有する者が、当該操作を行うものであることを保証し、お互いが相手方の各行為について正当な権限を有する者が行ったものとして取り扱うものとする。なお、乙は、SAP Business Network の操作に必要なユーザ名・パスワード（以下「認証情報」という。）を厳重に管理するものとし、権限のない者に交付しないものとする。認証情報につき不正使用その他の事故があっても甲等各社は当該認証情報を用いて行われた取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって乙に損害が生じた場合でも、甲等各社の責めに帰すべき事由がある場合を除き甲等各社は責任を負わないものとする。
2. 甲等各社及び乙は、SAP Business Network 上の各操作について甲が別途定める「Ariba 利用の手引書」（以下「手引書」という。）に従い実施するものとする。なお、甲等各社及び乙は手引書の内容を自己の従業員に十分理解させた上で各操作を実施するものとする。
3. 甲等各社及び乙は、手引書に記載のない行為及び記載の内容に反した行為は無効であることに同意するものとする。なお、手順が変更になる場合は、甲は手引書の変更を通知するものとし、乙は当該通知をもって変更を承諾するものとする。

### (SAP Business Network による見積)

#### 第5条

1. 甲等各社は、SAP Business Network を用いて乙に対し見積を依頼する場合、SAP Business

Network 上にて見積条件の提示及び見積依頼を行うものとし、甲等各社の見積依頼が SAP Business Network 上に記録されたことをもって見積依頼がなされたものとする。

2. 乙は、SAP Business Network を用いて甲等各社からの見積依頼があった場合、甲等各社の提示する見積条件に基づき、速やかに SAP Business Network 上で見積回答を行うものとする。なお、乙が甲等各社の提示した見積条件を変更したい場合、当該甲等各社の担当者と合意の上、前項記載の見積依頼の修正を実施するものとし、乙の修正後の見積回答が SAP Business Network 上に記録されたことをもって見積回答がなされたものとする。
3. SAP Business Network 上で行われる見積依頼及び見積回答について、SAP Business Network 画面上の記載内容と画面上に添付される電子ファイルの記載内容との間に齟齬があった場合には、SAP Business Network 画面上の記載内容が優先されるものとする。

(SAP Business Network による発注)

## 第 6 条

1. 甲等各社は、SAP Business Network を用いて乙に対し発注を実施する場合、乙の見積回答が SAP Business Network 上で行われたかどうかを問わず、乙の見積回答を元に、SAP Business Network 上で発注を行うものとする。
2. 甲等各社と乙の取引のうち、建設業法等の法律の要請に基づき電子署名を必要とする契約であり、かつ、既に甲等各社と乙との間で株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス(CECTRUST-Light)(以下「CEC 電子契約サービス」という。)を用いて取引する旨を合意している場合については、CEC 電子契約サービスを用いて当該契約を成立させるものとする。なお、CEC 電子契約サービスを用いた契約手続の手順は別紙1記載の通りとし、CEC 電子契約サービス上での契約締結をもって正式な契約成立とする。この場合、甲等各社及び乙は、SAP Business Network による発注後、CEC 電子契約サービスにて契約締結処理を進めるものとする。甲等各社と乙との取引のうち、建設業法等の法律の要請に基づき電子署名を必要とする契約であるものの、CEC 電子契約サービスを用いて取引する旨を合意していない場合は、SAP Business Network による発注後、甲等各社と乙との間で書面による契約を締結するものとし、書面による契約締結を以て正式な契約成立とする。
3. 甲等各社と乙の取引のうち、前項に規定する場合のほか、甲等各社と乙との間でCEC 電子契約サービスやDocuSign, Inc. が提供する電子契約サービス(DocuSign)(以下「DocuSign 電子契約サービス」という。)等の電子契約サービスを用いて取引する旨を合意している場合において、当該取引に関して合意がなされた場合は、当該合意による電子契約サービスを利用することができるものとし、当該電子契約サービス上での契約締結をもって正式な契約成立とする。

なお、DocuSign 電子契約サービスを用いた契約手続の手順は別紙2記載の通りとする。

(SAP Business Network による注文請・契約締結)

## 第 7 条

1. 甲等各社の指定に基づき別途注文請書を要する取引(以下「請書を要する取引」という。)については、乙は SAP Business Network 上の「オーダー確認」の操作により注文に対する承諾の意思表示を遅滞なく行うものとし、SAP Business Network 上に「オーダー確認の提出」が記録されたことをもって注文請書を提出したものとみなし、正式な契約成立とする。なお、乙による SAP Business Network 上の「オーダー確認」の操作が行われない場合でも、甲等各社が注文した内容を乙が履行完了し、甲等各社が検収処理を行った時点で、乙による「オーダー確認の提出」がなされて注文請書が提出されたものとみなし、当該発注内容に基づく契約が成立するものとする。また、乙による SAP Business Network 上のオーダー確認処理が行われるまでの間は、甲等各社はいつでも注文を撤回できるものとする。
2. 注文書画面上に契約条件やその他条件の添付がある場合は、当該条件を含めて前項記載の承諾の意思表示を遅滞なく行うものとする。署名欄のある契約文書の添付がある場合も、当該契約文書に記載の条件を含めて承諾の意思表示を遅滞なく行うものとし、SAP Business Network 上に「オーダー確認の提出」が記録されたことをもって、甲等各社と乙間で、当該契約文書に記載の条件を含めて契約条件とすることに合意されたものとする。甲等各社及び乙は、これにより成立した個別契約の有効性及び真正性について異議を申し述べないものとする。また、注文画面上に契約条件やその他条件の添付がなされた場合において SAP Business Network 画面上の記載内容と画面上に添付される電子ファイルの記載内容との間に齟齬があった場合には、SAP Business Network 画面上の記載内容が優先されるものとする。

(SAP Business Network による納品・検収及び請求)

## 第 8 条

1. 物品調達においては、乙が物品等の出荷を実施する際に、SAP Business Network 上の「出荷登録」の操作を遅滞なく行うものとする。但し、調達の都度見積を行う物品における出荷通知は、別途甲が定める方法によって行うものとする。乙が甲等各社に対して行う納品書等の納品に關わる証憑の提出の要否は、甲等各社と乙との間での取り決めによる。納品に關わる証憑の提出が必要な場合は、SAP Business Network 上の「出荷登録」時に添付することで提出するものとする。また、乙が甲等各社に対して行う請求書の提出は、SAP Business Network 上の「請求登録」の操作によって遅滞なく行うものとする。但し、甲等各社から乙に対して請求書相当の情報を提示する等により法制度への対応を行う場合は「請求登録」は不要とする。
2. 役務調達において、乙が甲等各社に対して行う業務完了報告書等の検収に關わる証憑及び請求書の提出は、SAP Business Network 上の「請求登録」の操作によって遅滞なく行うものとする。
3. 物品調達における納品時の検収結果の通知は、SAP Business Network 上の注文書データ

に表示される受領書をもって通知し、役務契約における作業完了報告の確認結果は、SAP Business Network上の注文書ステータス及び電子メール等による電磁的手段によって遅滞なく行うものとする。なお、検査不合格となった場合の再検査における検査結果の通知は、検査合格ないしは検査不合格の場合と同様に取り扱うものとする。

4. 請負工事につき、乙が工事の完成にあたり甲等各社に対して行う完成の通知は SAP Business Network 上の「請求登録」の操作をもって実施するものとする。甲等各社が乙に提出する検査合格の通知は SAP Business Network 上の注文書ステータス及び電子メール等による電磁的手段によって行うものとする。また、甲等各社による検査が不合格となった場合、甲等各社は乙に対し電子メール等の電磁的手段によってその旨を通知することができるものとする。検査不合格となった場合の再検査における通知についても、同様とする。
5. 第 3 項において、物品調達における、乙から「出荷登録」がなされた後の検査において不合格となった場合、甲等各社は乙に対し SAP Business Network 上の注文書ステータス及び電子メール等の電磁的手段によってその旨を通知することができるものとする。検査不合格となった場合の再検査における通知についても、検査合格ないしは検査不合格それぞれの場合と同様とする。
6. 第 3 項において、役務調達における、乙から請求登録がなされた後の検査において不合格となった場合、甲等各社は乙に対し SAP Business Network 上の注文書ステータス及び電子メール等の電磁的手段によってその旨を通知することができるものとする。検査不合格となった場合の再検査における通知についても、検査合格ないしは検査不合格それぞれの場合と同様とする。
7. SAP Business Network 上で行われる「請求登録」について、SAP Business Network 画面上の記載内容と画面上に添付される電子ファイルの記載内容との間に齟齬があった場合には、SAP Business Network 画面上の記載内容が優先されるものとする。

(SAP Business Network の利用責任)

#### 第 9 条

甲等各社及び乙は、SAP Business Network の利用に関して、本利用条件で規定する内容を除き、相手方に対して何ら責任を負わないものとする。

(機密保持)

#### 第 10 条

1. 甲等各社及び乙は、SAP Business Networkを利用するにあたり開示された情報及び取引関係情報（以下総称して「機密情報」という。）につき、善良なる管理者の注意をもって厳に機密として保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、SAP Business Network 利用の目的以外に利用し、第三者に提供、開示又は漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報から除外される。
  - ① 開示時点で既に公知公用又は自己の責に帰すことのできない事由により公知公用

## となった情報

- ② 相手方より開示を受ける以前に自己において保有していた情報
- ③ 第三者より機密保持義務を負うことなく正当に知得した情報
- ④ 機密情報によらず甲等各社又は乙が独自に創作し又は知得した情報
- ⑤ 機密情報から除外することにつき相手方より事前に書面による承諾を得た情報

2. NTTグループ各社は、乙の機密情報のうち、SAP Business Network を利用するにあたり開示された情報については、本件サービスを通じた現在又は将来の乙との取引の検討及び実行に使用する目的で利用できる。なお、乙の機密情報のうち、「SAP Business Network を利用するにあたり開示された情報」とは、本件サービスを通じた甲等各社及び乙の間の発注取引の検討及び実行のために開示される乙の基本情報をいい、主に、乙の企業情報（法人名、法人事業所名、所在地住所等）、乙の営業担当者の情報（氏名、所属部署、メールアドレス、電話番号等）及び乙の銀行口座情報（銀行名、支店名、口座番号等）が含まれる。
3. 乙の機密情報のうち、取引関係情報（主に、見積、発注、検収に関する情報などの調達実績に関するデータをいう。）については、サブグループ①（東日本電信電話株式会社及びその傘下の子会社、西日本電信電話株式会社及びその傘下の子会社、並びに、日本電信電話株式会社）と、サブグループ②（サブグループ①以外の日本電信電話株式会社の子会社）ごとに区分管理され、同一のサブグループ内においては同一のサブグループにおける調達状況の把握や調達業務管理等をする目的で利用できるが、他方のサブグループに対して当該取引関係情報は相互に開示されないものとする。但し、日本電信電話株式会社のスタッフ部門（同社の研究所以外の部門をいう。）は、NTTグループ全般の経営管理の目的において双方のサブグループに関する乙の取引関係情報を利用できる。
4. 前各項の定めにかかわらず、甲等各社は、法令に従い、SAP Business Network利用の目的及び調達状況の把握や調達業務管理等をする目的で、SAP Business Network提供会社、甲が提供する調達システムの構築会社及び甲等各社の委託会社に対して機密情報を開示することができる。また、甲等各社及び乙は、法令に従い、SAP Business Network利用の目的の範囲内に限り、甲等各社及び乙の役員、従業員に対して、本利用条件に基づき自己に課される義務と同等以上の義務を課して、機密情報を開示することができるとともに、自己が依頼する弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して開示することができる。なお、かかる開示の後も、開示当事者が相手方に負う機密保持義務は消滅しない。
5. 前各項の定めにかかわらず、甲等各社及び乙は、法令、通達、条例、規則、ガイドライン又は公的機関の命令等に基づき、開示を要求される場合には、その範囲に限り機密情報を開示することができる。但し、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該開示について通知するものとする。なお、かかる開示の後も、開示当事者が相手方に負う機密保持義務は消滅しない。
6. 乙は、機密情報の管理・保管方法につき、甲等各社から別途指定がある場合には、それに

従うものとする。

7. 本条の規定は、SAP Business Network上での取引が終了した後も継続するものとする。

(取引関係情報の保存)

第 11 条

甲等各社及び乙は、関係法令等を遵守のうえ、取引関係情報を電子ファイル、磁気テープ、書類等の記録媒体にて保存及び管理するものとする。

(損害賠償)

第 12 条

1. 甲等各社又は乙は、本利用条件に違反して相手方に損害を与えた場合、当該違反から通常生ずべき損害（相手方に対し本利用条件の履行を求める一切の費用、訴訟等裁判手続に関する弁護士費用の相当額を含むがこれらに限られない。）を賠償するものとする。但し、当該損害の発生を予見し又は予見した場合には、特別の事情から生じた損害（相手方がその顧客に支払った遅滞金、違約金等を含むがこれに限られない。以下同じ。）についても、本利用条件に違反した当事者がこれを賠償するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、乙の故意又は重過失に起因して甲が損害を被った場合、又は乙が甲等各社との間で負うべき機密保持義務（第 10 条を含むがこれに限られない。）の規定に違反したことに起因して甲等各社が損害を被った場合、乙は、甲等各社に生じた一切の損害を賠償するものとする。

(解除)

第 13 条

甲等各社及び乙は、相手方との契約において SAP Business Network の使用を取りやめる場合、相手方と協議の上、1 か月以上前に書面による通知をすることにより任意に本利用条件を解除することができるものとする。なお、本利用条件を解除した場合であっても、解除以前に SAP Business Network 上で締結した契約については引き続き有効とする。

(システムが使用できない場合の扱い)

第 14 条

甲等各社及び乙は、SAP Business Network の不具合等、第三者の責に帰す事由により SAP Business Network が使用できない場合、甲の指定する方法により対応を行うものとする。

(準拠法)

第 15 条

本利用条件は、強行法規に違反する場合を除き、日本法に従い準拠及び解釈されるものとする。

(紛争の解決)

第 16 条

本利用条件に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とするものとする。

(協議事項)

第 17 条

本利用条件に定めのない事項は既締結の契約条件に従うものとし、既締結の契約条件にも定めのない事項及び本利用条件の条項に関し疑義を生じた場合は、甲等各社及び乙で協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

別紙 1

CEC 電子契約サービスを用いた契約手続の手順

1. 株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供するホームページにて掲載される、「CECTRUST-Light 操作マニュアル」、その他関連マニュアルの手順にしたがって契約手続を行うものとする。
2. 乙は、甲等各社及び乙の SAP Business Network 上の後続操作のため電子契約サービス上の契約締結とともに、甲の発出した注文書に対して「オーダー確認」の操作を実施するものとする。

別紙 2

DocuSign 電子契約サービスを用いた契約手続の手順

1. DocuSign, Inc. が提供するホームページにて掲載される、「DocuSign ユーザー向け簡易マニュアル」、その他関連マニュアルの手順にしたがって契約手続を行うものとする。
2. 乙は、甲等各社及び乙の SAP Business Network 上の後続操作のため電子契約サービス上での契約締結とともに、甲の発出した注文書に対して「オーダー確認」の操作を実施するものとする。